

補助金の一括交付金化

高 木 健 二

はじめに — 民主党内閣のマニフェスト

鳩山内閣の衆院選マニフェストでは、「国のひも付き補助金（社会保障・義務教育関係は除く）は、廃止し地方の自主財源に転換します」としていた。「INDEX2009」では、①地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、様々な利権の温床となっている、②これらの補助金をすべて廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改める、③一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保する、④現在の公共事業等の補助金に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分するなどとしていた。

菅内閣の参院選マニフェストでは、①地方が自由に使える一括交付金の第一段階として、2011年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化する、②引き続きさらなる一括交付金化を検討するなどとしていた。そこでまず補助金（国庫支出金）の現状を見てみたい。

1. 国庫支出金の現状

（1）補助金と地方負担分

- 国庫支出金の現状を見る場合、国からの国庫支出金額だけをみても、国庫支出金事業の半面しか見たことにならない。例えば、ある国庫支出金の補助率が2分の1である場合に、国負担分だけを見ただけでは不十分で、残りの地方自治体が負担する2分の1分の財源の調達も検討しておかなければならない。補助金が一括交付金化されれば、地方負担分を支出する必要がなくなり、交付金で使い勝手がよくなるということを主張する単純な人もいる。2分の1の国負担分だけが一括交付金化され

でも、地方負担分の2分の1が地方交付税の基準財政需要額に算入され財源保障が行われなければ、一括交付金化で補助金が半分に削減されただけに終わり、財政力の弱体な地方自治体は何もできなくなってしまう。

- そこで地方財政計画（都道府県、市町村の全体の歳入・歳出の見込額）に計上されている国庫支出金を検討することが重要である。各省ごとの単なる補助金の一覧を見てもあまり意味がない。地財計画では、歳入には国からの国庫支出金しか計上していないが、歳出には、以下の各図表にみるように、国からの国庫支出金（国負担分）とそれに伴う地方負担分とが合わせて計上してあり、双方の合計額も示してある。
- 例えば、生活保護費負担金をみてみると、国負担は2兆2367億円で、地方負担は7456億円で、合計額は2兆9823億円である。つまり国の国庫支出金2兆2367億円だけでは、生活保護費全体の2兆9823億円は賄えきれない、地方自治体が国の国庫支出金と合わせて7456億円を支出しない限り、補助事業としての生活保護費は執行できないということを意味している。その際、生活保護費（2兆9823億円）の国庫負担割合は法令により4分の3（2兆2367億円）と定められており、4分の1（7456億円）は地方自治体の負担とされ、その2分の1ずつを都道府県（県は町村の生活保護費）と市町村（市部の生活保護費）が負担しているのである。
- 地方負担分については、地方自治体によっては自らの地方税収では財源が足りなくて支出できないところもある。それだけ、地方自治体間の財政力格差が大きいということである。このため、この地方負担分については、地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方自治体ごとに基準財政収入額との差し引き計算を行い、基準財政収入額が基準財政需要額に足りない分だけ、普通交付税として、当該地方自治体に配分され、生活保護費の地方負担分の支出の財源を保障し、生活保護政策の実施を可能にしているのである（地方財政法第11条）。
- 各補助金をみてみると国負担より地方負担の方が額が上回っているものがあるが、これは国の補助率が2分の1以下の低い補助率になっているということである。

① 経常補助金

- 2010年度の経常補助金（非投資的事業補助金）は、国負担分の合計は6兆6641億円、地方負担分の合計は7兆7955億円、双方合わせた補助事業費の合計は14兆4595億円となっている（図表1「経常補助金」を参照）。
- 生活保護費、児童手当・子ども手当費、児童保護費（保育事業など）、高校就学支援費などの国負担の国庫支出金、地方負担金の額が大きいことがわかる。

図表 1 経常補助金

(億円)

経常補助金名	国 負 担	地方負担	合 計
都道府県警察費補助金	306	250	557
その他内閣府所管	229	33	262
市町村合併整備費補助金	54		54
緊急消防援助隊補助金	48	48	95
その他総務省所管	1,267	1	1,268
外国人登録事務委託費等	67		67
特定支援教育就学奨励費	47	47	94
退職教員人材活用費補助金	28	55	83
幼稚園就園奨励費	204	420	624
私立高校経常費助成費	972		972
高校就学支援交付金	1,489		1,489
その他文部科学省所管	377	362	738
保健事業費等補助金	408	410	818
結核医療費負担金	35	14	49
精神保健費等負担金	101	66	167
生活保護費負担金	22,367	7,456	29,823
身体障害者保護費負担金	16	15	31
障害者自立支援給付費等負担金	7,841	7,841	15,682
後期高齢者医療給付費負担金	60	18,924	18,983
介護給付費負担金		19,868	19,868
在宅福祉事業費補助金	29	52	81
児童保護費等負担金	5,526	5,526	11,051
児童手当・子ども手当交付金	16,699	5,478	22,177
児童扶養手当給付費負担金	1,677	3,353	5,030
保険基盤安定等負担金	387	1,038	1,426
職業転換訓練費負担金	22	22	44
その他厚生労働省所管	5,163	6,148	11,310
農地保有合理化促進補助金	48	7	55
家畜伝染病予防費負担金	25	21	46
中山間地域直接支払等交付金	265		265
その他農林水産省所管	230	48	278
地域エネルギー開発促進補助金	52	52	105
その他経済産業省所管	132	10	142
地積調査費負担金	113	113	226
その他国土交通省所管	167	164	331
公害健康被害補償事務費交付金	187	114	301
自衛官募集事務委託費等	2		2
合 計	66,641	77,955	144,595

出所) 2010年度地方財政計画より作成。

- 地方負担分の7兆7955億円については、都道府県、市町村ごとに地方交付税の基準財政需要額に算入しており、一括交付金化してもこれらを変えてはならない。經常補助金の補助率はまちまちであり、残りの地方負担分の財源確保を行わない限り、一括交付金化に伴い財源は大幅に縮小する。經常補助金は事務事業ごとに補助基準等に基づき交付されているが、人口等の大雑把な配分基準では、地方自治体間の格差を拡大させるなど悪影響が大きく、事実上不可能であろう。
- ② 公共事業補助金
- 2010年度の公共事業補助金は、国負担分の合計は2兆148億円、地方負担の合計は2兆3171億円、公共事業費全体の合計は4兆3319億円である（**図表2**「公共事業補助金」を参照）。

図表2 公共事業補助金

(億円)

公共事業補助金名	国 負 担	地方負担	合 計
治水治山	924	938	1,862
道路整備	735	614	1,349
港湾空港鉄道等	250	1,216	1,466
住宅都市環境	86	102	190
生活環境施設整備	626	1,097	1,723
農業農村整備	2,866	2,488	5,352
社会資本整備	9,579	13,000	22,579
推進費等	694	827	1,521
災害関連	72	51	122
後進地域国庫負担の嵩上げ	457	-457	0
文教施設	1,296	1,508	2,804
厚生労働施設	624	681	1,306
小笠原諸島振興開発事業	13	7	20
防衛施設運営等関連施設	464	144	609
都道府県警察施設	242	242	485
消防施設等	31	40	70
豪雪地帯対策特別事業	1	1	2
過疎地域集落整備事業	3	3	7
防災集団移転促進事業	3	3	7
離島振興特別事業	4	5	9
農村振興対策事業	315	247	561
その他	499	264	763
災害復旧事業	363	150	513
合 計	20,148	23,171	43,319

出所) 2010年度地方財政計画より作成。

- 社会資本整備費が額が大きいが、これは従来道路特定財源制度の下で道路整備費に充てられてきた国庫支出金を削減し、道路特定財源の一般財源化に伴い、社会資本整備費の中に組み入れたものである。これを従来どおり、道路整備費に充てることもできる。農業農村整備費、文教施設費などの額も大きい。これら公共事業費の地方負担分についても同様に地方交付税の基準財政需要額に算入されている。
- 地方負担分2兆3171億円は、事業費補正、単位費用、公債費などへの算入を通じて、地方交付税の基準財政需要額に算入し財源保障が行われており、一括交付金化してもこれを変えてはならない。また経常補助金と同様に一括交付金化した場合の配分基準の設定が最大の問題である。

③ 交付金

- 国から地方自治体に対する交付金が支出されている（**図表3**「交付金」を参照）。2010年度で1兆333億円の交付金が支出されている。これらに対しては、地方負担分は計上されていない。これら交付金の範囲内で、当該地方自治体は各交付金の趣旨に基づいて支出することになる。補助金の一括交付金化を、これらの交付金と同様なものにするると錯覚してはならない。
 - a) 国有提供施設等所在市町村助成金（米軍基地、自衛隊基地）と施設等所在市町村調整交付金（米軍基地）は、固定資産税の代替的性格を有する一般財源扱いの財政補給金である。本来、国庫支出金ではないが便宜的に国庫支出金に含まれている。

図表3 交 付 金

(億円)

交 付 金 名	国 負 担	地方負担	合 計
国有提供施設等所在市町村助成金	267		267
施設等所在市町村調整交付金	68		68
交通安全対策特別交付金	758		758
電源立地地域対策交付金	1,415		1,415
特定防衛施設周辺整備調整交付金	248		248
石油貯蔵施設立地対策交付金	57		57
社会資本整備総合交付金	7,520		7,520
合 計	10,333		10,333

出所) 2010年度地方財政計画より作成。

- b) 交通安全対策特別交付金は、交通違反の反則金収入を財源として道路交通安全施設の設置、管理の経費に充てるため交付される。
- c) 電源立地地域対策交付金は、電源開発促進税を財源として、発電施設の所在市町村等に交付される。電源立地等推進対策交付金、原子力施設等防災対策等交付金がある。
- d) 特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設等の設置、運用により周辺地域の開発に及ぼす影響を考慮し、公共施設整備を行う費用に充てるため、関係地方自治体に交付される。
- e) 石油貯蔵施設立地対策交付金は、石油貯蔵施設設置の円滑化を目的に、当該地域の周辺地域の公共施設整備のために関係地方自治体に交付される。
- f) 社会資本整備総合交付金は、自治体が地域ニーズにあった計画を策定し、創意工夫によるソフト事業もできるような使い勝手のよい新たな交付金として創設された。前年度の地域活力基盤創造交付金もこれに統合された。

(2) 補助金と地方交付税

- 国の補助金が2分の1補助である場合、残りの2分の1は地方自治体の負担となる。ところが、地方自治体間の地方税収の格差が激しいため、財政力の弱体な地方自治体ではこの地方負担分の2分の1を負担しきれないところも数多く存在する。つまり2分の1の補助金を交付されただけでは、補助事業全体を執行できないのである。これでは補助金を交付する国にとっても、補助事業を執行する地方自治体にとっても、双方の目的を達成することができない。
- そこで地方財政法第11条の2では、この地方負担分については、地方交付税の基準財政需要額に算入し、基準財政収入額との差し引きで普通交付税を配分し、この地方負担分の財源を保障しているのである。
- この地方交付税の基準財政需要額に算入する補助金は、a)第10条（国が全部の経費又は一部の経費を負担する事務）、b)第10条の2（国が全部又は一部を負担する建設事業費）、c)第10条の3（国が全部又は一部を負担する災害復旧費）などである。これについて、「地方交付税の補助金化」であるとの批判もあるが、補助事業が地方単独事業に変わっても、従来の地方負担分は地方単独事業費に算入されるとともに、地方単独事業全体が地方交付税の基準財政需要額に算入されることになるのである。

★第10条（国が全部の経費又は一部の経費を負担する事務）

- 義務教育職員の給与費等、義務教育諸学校の建物の建築費等、生活保護費、保健所の施設設備費、身体障害者の更生援護費等、老人保健事業、特別養護老人ホーム費、児童手当費、盲学校、ろう学校、養護学校就学奨励費など。

★第10条の2（国が全部又は一部を負担する建設事業費）

- 道路、河川、砂防、海岸、港湾の新設・改良費、林地、林道、漁港の新設・改良費、地滑り等の経費、都市計画事業費、公営住宅建設費、土地改良費など。

★第10条の3（国が全部又は一部を負担する災害復旧費）

- 災害救助費、土木施設の災害復旧費、社会福祉施設等の災害復旧費、林道等の災害復旧費など。

★第10条の4（地方自治体が負担する義務を負わない経費）

- 国会議員選挙費、最高裁判所裁判官の国民審査費、国の統計調査費、外国人登録費、検疫費、医薬品検定費、あへん取り締まり費、国民年金、雇用保険、特別児童扶養手当費など。

2. 補助金の功罪

「補助金はすべて悪」とあらかじめ単純に決めつけてしまうのではなく、改めて補助金の功罪を考えておこう。

- 戦前は、国の地方自治体に対する機関委任事務、団体委任事務の増大に伴う地方財政の窮乏に対して、これらの事務の国家的色彩の濃淡に応じて、国と地方の経費負担の割合を定め、その負担割合に基づき国は地方自治体に補助金等を交付し、機関委任事務等の財源を確保させてきた。
- 1948年（昭和23年）の地方財政法の制定により、国と地方の経費負担の区分が明確にされたが、当該事務について国又は地方自治体の受ける利害の度合いを基準に決められた。その内容は、a)主として地方自治体の利害に関係ある事務の経費は全額地方自治体の負担とする、b)国と地方自治体の相互に利害のある事務の経費は、国と地方自治体の両方の負担とする、c)主として国の利害に関係する事務の経費は国負担とし地方自治体に負

担の義務を負わせない、などである。

- 1949年（昭和24年）のシャープ勧告は、補助金について、国と地方の責任を混乱させる、地方を不必要に中央の細かい統制下におくとして、次のとおり、整理・廃止を求めた。
 - a) 全額政府負担補助金（委託費等、筆者注）は廃止、b) 一部補助金（国庫補助負担金）は大幅削減、c) 一部補助金（奨励補助金）は存続し事務が同化したとき廃止、d) 災害復旧補助金は全額国負担、e) 公共事業補助金は現状維持、などである。
- その結果、義務教育、自治体警察補助金が廃止され、平衡交付金制度（地方交付税制度の前身）に吸収されたが、その後の財政危機で市町村は義務教育、自治体警察を返上し国庫負担金制度に逆戻りした。市町村では、義務教育職員の給与費、警察官の人件費などは平衡交付金が大幅削減されたりしたため、財源難に陥り支払うことが困難となり、補助金獲得に走らざるを得なかったのである。このようなことは、補助金廃止の際に常に起こりうる事態であることに注意が必要である。

（1） 補助金の意義

① 反対給付はないが国が関与する財源

- 国庫支出金は、国が地方自治体に対して、反対給付を伴わないで支出するものである。
- 国は地方自治体に対して、特定の事務事業を、特定の会計年度に実施し、その事務事業の経費に充てることを条件として、経費の全部又は一部を交付する。
- 国庫支出金は、その事務事業が法令により地方自治体に義務づけられているか、経費の全部又は一部を国が負担することを義務づけられているかなどで交付されるが、その事務事業の実施の財源として適正に使用され、所期の目的が達成されることに国が重大な関心を持つ性格の支出金である。

② 重要な行政の全国水準の確保

- 義務教育、生活保護などその実施について、国が重大な利害と責任を有する行政について、地方自治体の支出する経費の全部又は一部を負担することによって、その行政を全国的に一定の水準で確保し、国の責任を果たす。

③ 財政資金の計画的、重点的投入

- 地方自治体が実施する道路、河川、港湾等の建設事業費の全部又は一部を国が負担することにより、国と地方を通じて財政資金を計画的、重点的に投資する。

④ 事務事業の奨励

- 新規の事務事業、特定の事務事業を地方自治体において実施する場合、一般的な指導等ではその目的達成ができない場合、国庫支出金によってそれらの事務事業を奨励、促進する。
- ⑤ 特別の財政需要の補てん
 - 地方自治体において、災害など通常の財源措置を超える臨時的に、特別な財政需要が発生した場合、国が国庫支出金を支出することで、地方自治体の財政の健全性を確保する。
- ⑥ 国の事務の代行
 - 国政選挙事務、国勢調査など国の指定統計事務など本来国が実施すべきであるが、行政組織の効率性の観点から地方自治体に任せの方がよい事務事業に必要な経費を国が国庫支出金で負担する（『地方財政のしくみとその運営の実態』、自治省財政局、1996. 11. 15、地方財務協会）。

（２） 補助金の問題点

- ① 国の地方自治体への過度の干渉
 - 国庫支出金の交付は、地方自治体が国の各中央省庁に対して補助申請し、中央省庁がこれを審査し許可するという、上下関係を前提としており、地方分権改革で国と地方は対等・協力の関係に変わったにもかかわらず、この上下関係を固定化する原因となっている。
 - 国庫支出金は、法令により用途が特定されているため、各中央省庁ごとに、しかも個別の事務事業ごとに詳細な補助要綱、補助基準を定め、これらに基づいて交付が行われるため、地方自治体のこれら事務事業の実施に過度の干渉となる恐れがある。
- ② 地域の実態に不適合、ムダの発生
 - 国庫支出金は、各中央省庁が、ヨコの連絡調整もなく、タテ割行政の下で、それぞれの判断に基づいて交付するため、地方自治体の事務事業の優先順位と乖離が生じ、地方自治体の方では、補助金交付の事務事業を地域の実態とは関係なく、優先せざるを得なくなり、地域の実情に適した事務事業の実施ができにくくなっている。
 - 公共事業関係の国庫支出金は、地域の実態に適合しなくても補助金がつくから実施せざるを得なくなり、必ずしも緊急かつ必要な事業でなくても実施することに

なり、ムダが発生しやすくなっている。

③ 地方自治体の超過負担

- 各中央省庁の国庫支出金の補助対象、補助単価などが、時代状況や経済状況、地域住民のニーズの変化に即応していない場合、これらの地方負担分を地方自治体は、超過負担せざるを得なくなる場合が出てきやすい。

④ 国庫支出金の手続き等の非効率

- 各中央省庁は、国庫支出金の補助手続き、例えば申請、許可決定、精算などの手続きが、必要以上に煩瑣になっている場合があり、地方自治体の方では、これらに多くの労力、時間、経費がかかり、非効率となっている場合が多い。

⑤ 国の検査等の重複

- 国庫支出金の使途について、個別の事務事業ごとに、国の会計検査院だけではなく、各中央省庁も独自にそれぞれ検査、監査を実施するため、地方自治体の方では、事務的にも経費的にも相当な負担となる場合がある。

⑥ 政治家等の介入、利権の発生

- 国庫支出金は、申請すればどこの地方自治体でも自由に許可されるというものではない。財源的にも自ずから限界がある。各中央省庁は事務事業ごとに地域の優先順位を決めているが、公共事業の補助金ではこれを箇所付けという。この箇所付けを他の地域に先駆けて取り付けるために、当該地域選出の政治家などが介入し、当該補助金の担当中央省庁に口利きをすることが行われてきた。地方自治体は、その見返りに様々な協力をせざるを得なくなるなど、利権が発生しやすくなっている（同上の『地方財政のしくみとその運営の実態』を加除修正したもの）。

この補助金の問題点の方が一向に改善されないため、繰り返し補助金改革が求められてきたのである。小泉構造改革の三位一体改革は、補助金を廃止し、その分を税源移譲し、地方自治体間の格差は地方交付税で補てんするというものであった。その際、補助金が廃止されただけで税源移譲されなかったものが多額に上るとともに、地方交付税も削減されたため、地方自治体の評価は低かった。今回の補助金の一括交付金化は、補助金そのものの廃止ではなく、補助金の使途を緩和し、地方自治体の裁量権を拡大しようとするものに過ぎず、三位一体改革のような抜本改革にはほど遠いものである。こうした中、一括交付金化に伴い、従来の補助金の配分額がきちんと保障され

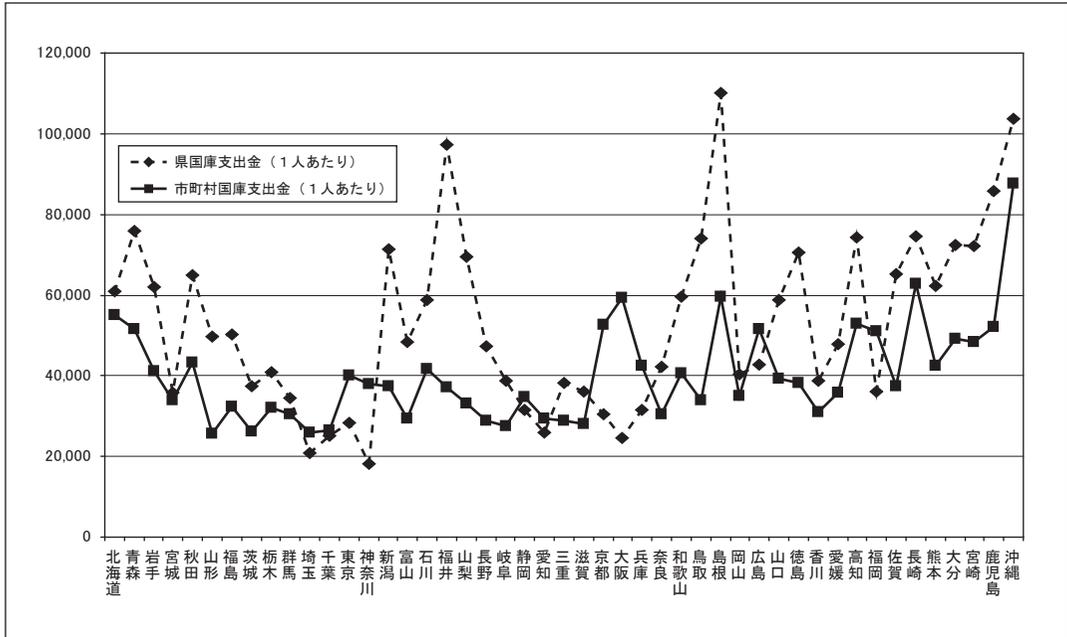
るかどうか最大の課題となってきた。そこで今日の各補助金の配分実態を検証してみよう。

3. 国庫支出金の配分実態

① 各県別の補助金の配分実態

- 各県別の補助金の配分状況を人口1人あたり額で比較して見ると、補助金は、都市部に少なく、地方圏により多く配分され、結果として財政調整（財政力均衡化と財源保障）の機能を果たしていることがわかる（**図表4**「都道府県、市町村別の人口1人あたり補助金」を参照）。神奈川県は全国最低の配分となっているが、島根県は全国最高の配分となっており、神奈川県の5倍以上である。市町村でも最低と最高の間には4倍以上の開きがある。

図表4 都道府県、市町村別の人口1人あたり補助金

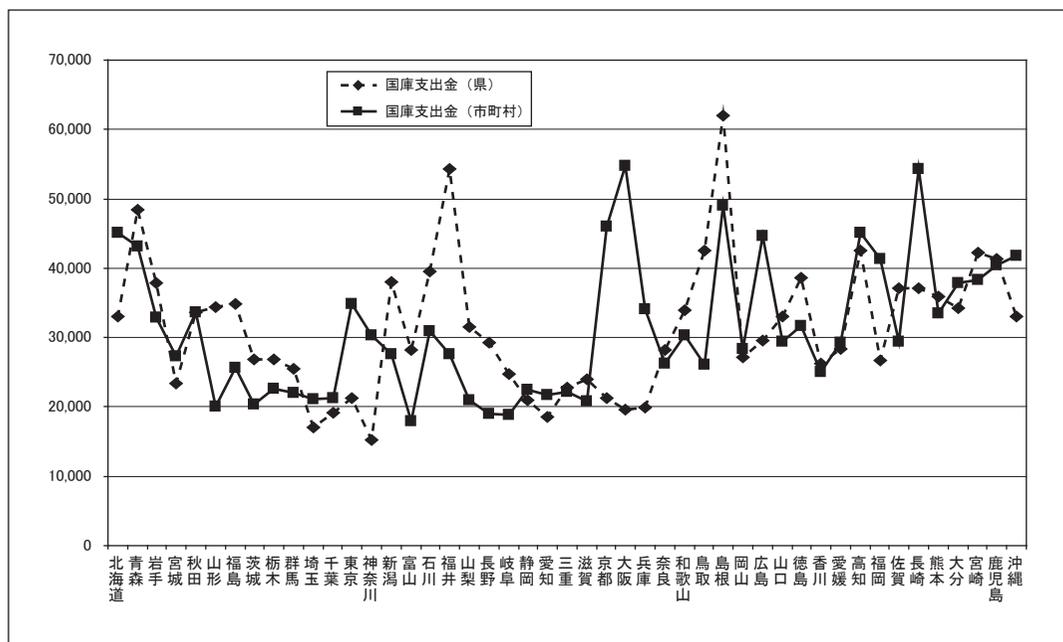


出所) 『地方財政統計年報』より作成、数値は2007年度決算数値。以下、同様。

② 各県別の経常補助金の配分実態

- 経常補助金の配分については、都道府県の場合は義務教育国庫負担金が地方圏に厚く配分されていることもあり、全体として地方圏の地方自治体への傾斜配分となっている。市町村の場合は、生活保護負担金、児童保護負担金などが都市部に厚く配分されているため、政令指定都市のあるところに傾斜配分されている（図表5「各県別の都道府県、市町村の人口1人あたり経常補助金」を参照）。

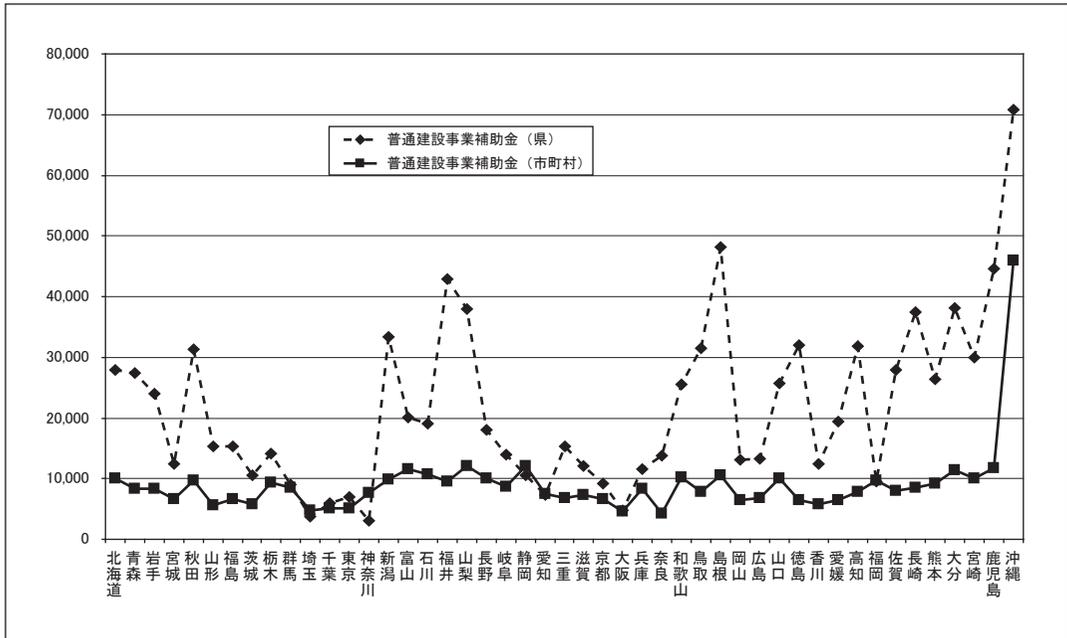
図表5 各県別の都道府県、市町村の人口1人あたり経常補助金



③ 各県別の普通建設事業補助金の配分

- 普通建設事業補助金の配分については、都道府県の場合は神奈川県が全国最低であるが、沖縄県は全国最高であり、その間には7倍程度の開きがある。その他の府県をみても地方圏に著しく傾斜配分されている。市町村の場合は、沖縄県を例外として、それほどの開きはない（図表6「各県別の都道府県、市町村の人口1人あたり普通建設事業補助金」を参照）。

図表6 各県別の都道府県、市町村の人口1人あたり普通建設事業補助金

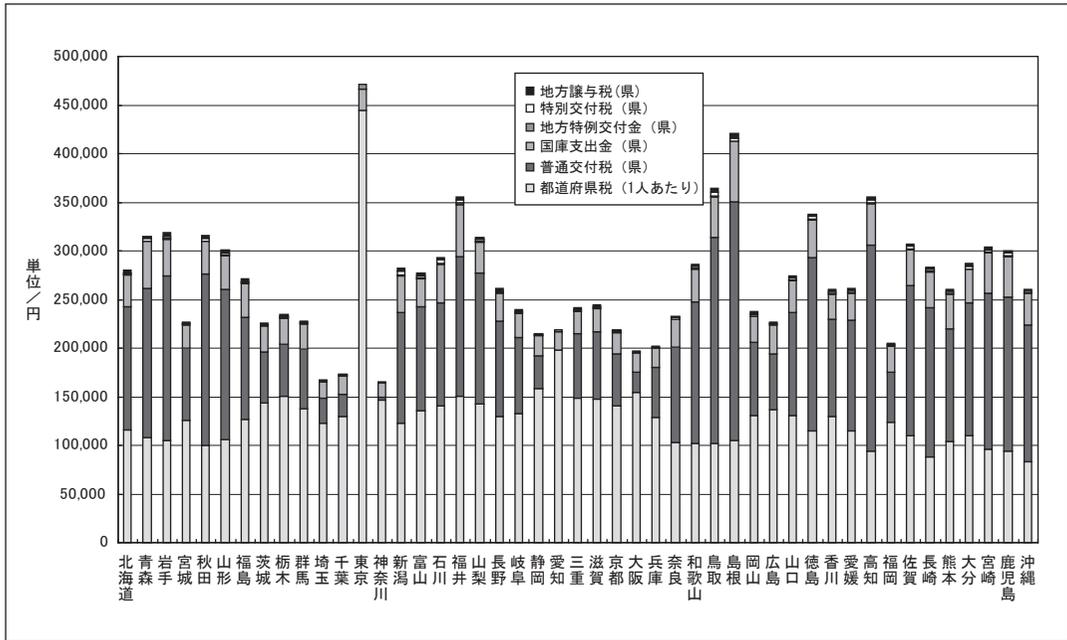


④ 補助金の都道府県、市町村における財政調整機能

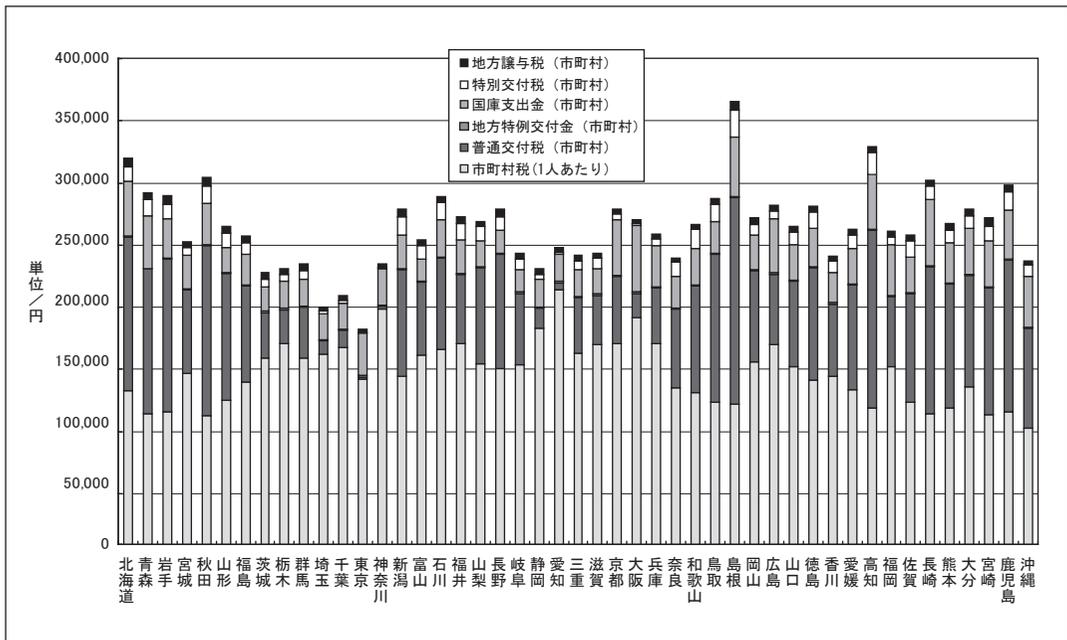
- 補助金、経常補助金、普通建設事業補助金などの配分実態をみてきたが、いずれも財政調整機能（財政力均衡化、財源保障）が働いていることが明確になった。そこで、次に地方税の地方自治体間格差の存在と、それを是正する普通交付税、国庫支出金、地方特例交付金、特別交付税、地方譲与税など国から地方への移転財源の財政調整機能をみてみよう。

道府県、市町村のいずれの場合も、普通交付税に次いで国庫支出金の財政調整機能が大きなウェイトを占めていることがわかる（図表7「国から都道府県への移転財源による財政調整（人口1人あたり額）」、図表8「国から市町村への移転財源による財政調整（人口1人あたり額）」を参照）。

図表7 国から都道府県への移転財源による財政調整（人口1人あたり額）



図表8 国から市町村への移転財源による財政調整（人口1人あたり額）



4. 地域主権戦略大綱

民主党のマニフェストを受けた内閣府の地域主権戦略会議では、「地域主権戦略大綱」を閣議決定（2010.6.22）し、一括交付金の具体化の方向を決めた。その内容はまだ方向性を打ち出したにとどまり、具体的実施に当たっての問題点の解決にはほど遠い。

（1） 目的等

- ① 地方が自由に使える一括交付金にするために現行の補助金、交付金等を改革している。補助金（国庫支出金）は、国庫負担金、国庫委託金、奨励補助金に区別される。後でみるように国政選挙事務、国勢調査など国の指定統計事務などの国庫委託金は除外される。交付金については、減収補てん特例交付金1495億円、児童手当及び子ども手当特例交付金2337億円（いずれも2010年度）はどうするのか。

さらに**図表3**「交付金」のような基地関係の交付金等は地方の固定資産税の代替財源であり、除外されようが、その他の交付金はどうするのが問題である。

- ② 各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、住民自身が考え、決めることができるようデザインするとしている。現行のままでは住民自身が考え、決定する機会は保障されておらず、首長中心に用途を決めることになる。議会の関与も事実上できない。

（2） 範囲等

- ① 一括交付金化する「ひもつき補助金」の対象範囲は、a)最大限広くとる、b)「保険・現金給付」、「サービス給付」、「投資」に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とするとしている。衆院選マニフェストで社会保障、義務教育関係は除くとされていたが、国民に説明なしで、その修正が行われている。

社会保障、義務教育関係の補助金は、当初のマニフェストによる国民への約束どおり、交付金化の対象から除外すべきである。

- ② 社会保障、義務教育関係については、a)国として確実な実施を保障する観点から必要な施策の実施が確保される仕組みを検討する、b)全国画一的な保険・現金給付や地方の裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金は対象外とするなどとしている。これらに該当する補助金は、**図表1**「経常補助金」のうち、その他内閣府所

管229億円、その他総務省所管1267億円、その他文部科学省所管377億円、その他厚生労働省所管5163億円、その他経済産業省所管132億円、その他国土交通省所管167億円などに含まれているかもしれない。

図表1「経常補助金」、**図表2**「公共事業補助金」の網掛け部分は、a)、b)に該当するので、除外されなくてはならないであろう。

- ③ 一括交付金化の対象外とするものは、a)最小限のものに限定する、b)災害復旧、国家補償的性格のもの、c)地方税の代替的性格のもの、d)国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定するとしている。**図表1**「経常補助金」、**図表2**「公共事業補助金」、**図表3**「交付金」の網掛け部分は、a)、b)、c)、d)に該当するので除外されなくてはならないであろう。

(3) 一括の仕方等

- ① 括り方（一括の仕方）については、a)各府省の枠にとらわれずできる限り大きいブロックで一括する、b)ブロックごとに用途を自由にする、c)ブロックのあり方は不断に見直すなどとしている。
- ブロックごとの所管はどこが行うのか。それとも各省の共管とするのか。
- ② 国の関与については、箇所付けの廃止など事前関与を縮小し、事後チェックを重視する。国は一括交付金化の実施状況を点検し、P D C Aサイクルにより制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用するなどとしている。
- 一括交付金は基本的な性格は補助金と変わらないため、国の関与、会計検査院の検査も行われることになった。この際の国の関与はどこの省が行うのか。

(4) 実施等

- ① 「投資」に係る補助金等の一括交付金化は、a)2011年度以降段階的に実施する、b)経常に係る補助金等の一括交付金化は、2012年度以降段階的に実施する、c)サービスに係る補助金の取り扱いを検討するなどとしている。
- 「投資」に係る補助金の一括交付金化については、普通建設事業補助金の現行の配分実態を十分勘案して配分基準を決める必要がある。さもないと大混乱に陥るだけである。

(5) 配分等

① 配分については、a)地方の事業ニーズを踏まえるとともに、b)国の関与をできる限り縮小する、c)現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする、d)地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いる、e)継続事業や団体間・年度間の変動に配慮するとしている。

- 現行の条件不利地域へ配慮した仕組みを踏まえた配分とするとしているが、生活保護負担金、児童保護負担金、義務教育負担金、障害者自立支援給付費負担金など個別の補助金の都道府県、市町村に対する配分実態をすべて明らかにした上で、一括交付金の配分基準を決定する必要がある。

終わりに

- 菅首相も参加した地域主権戦略会議（2010.10.7）で、一括交付金化について議論したが、2011年度政府予算の投資的補助金3.3兆円のうち各省が一括交付金化が可能としたのは、わずかに約28億円（0.1%）にとどまり、笑うべき結果となった。菅首相は、政務三役、官僚の交代も辞さないとして、各省政務官級の検討会議設置を決め、具体的な交付金化の方法を検討することとした。
- 菅首相は、衆議院予算委員会で、一括交付金化について、将来は「地方交付税に一元化するか、税源移譲するかの方角で考えたい」と述べた（共同、2010.10.13）。

「地方交付税化するか、税源移譲にするか」のあれにするか、これにするかの答弁は、ほとんど間違っている。一括交付金を地方交付税に一元化した場合は、不交付団体、不交付団体スレスレの財政力のある地方自治体には、地方交付税は全く配分されないか、わずかししか配分されない、少なくとも一括交付金の廃止分は保障されないことになる。

一方税源移譲するだけでは、納税義務者数の多い都市部、高額所得者の多い都市部の地方自治体に税源は集中してしまい、地方圏の地方自治体にはわずかの税源しか配分されないことになる。

一括交付金を一般財源化する場合には、地方税への税源移譲と地方交付税による格差是正を完全にセットで実施しない限り、不可能であることは明確である。

（たかぎ けんじ 公益財団法人地方自治総合研究所・研究員）